

事業所防災リーダー通信 vol.48

事業所防災リーダーに向けて、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。

事業所防災リーダーへのご登録、ありがとうございました！
東京都防災リーダー事務局からのお知らせです。
本メールは、事業所防災リーダーとして登録された際のメールアドレスにお送りしています。

<<事業所防災リーダー必携④⑧>>

◆避難について② 二方向避難と避難器具編

万が一火災が発生した場合、**エレベーターは使用せず、階段で避難すること**が基本となります。また、煙や炎などにより階段へ向かうことが困難になってしまった場合は、建物に設置されている避難器具を使用します（避難器具はあくまでも逃げ遅れた方が利用するものです）。

二方向避難について

避難経路が1つだった場合、そこで火災が発生すると避難が困難になることから、建物は基本的に**2方向に避難ができる**よう法律で定められています。建物の大きさや収容人数などによって基準が違いますので、ご自身の事業所の避難経路はどうなっているのか、改めて**確認をして周知しておくこと**が大切です。

避難器具について

ここでは一般的に多く設置されている主なものを紹介します。

- 避難はしご** 蓋を開けて使用するハッチ式、フックをかけて使う吊り下げ式などがあります。
- 救助袋** 筒状の袋内を滑って避難するもの。斜降式と垂直式があります。（学校の消防訓練で見たり経験されたことがある方もいるかもしれません）
- 緩降機** 避難する人の自重により、自動的に降下します。调速器により安全なスピードで降りることができます。



避難はしご



救助袋



緩降機

- ① **避難器具は使用方法が表示されていますので確認をして使いましょう。**
- ② **避難器具の設置場所には誰でもわかるよう標識の設置義務があります。**
- ③ **避難経路および避難器具の使用方法などは訓練のときに確認しましょう。**
⇒ 訓練等で避難器具を実際に使用する場合は、安全に十分な配慮が必要となります。
専門家立ち合いのもとでの実施が望ましいです。